

確定申告会場での相談にはLINEでの事前予約が必要です

①まずは
「友だち追加」から！



②メインメニューの「確定申告相談の申込(個人の方)」を押して予約日程等を選択！



予約完了後、相談の際には、以下の物を持参してください



① スマホ



マイナンバーカードの読み取るために
マイナポータルアプリが必要です。

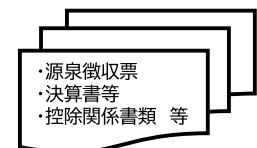


② マイナンバーカード

マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください

【マイナンバーカードの有効期限】
発行日から10回目の誕生日まで

【電子証明書の有効期限】
発行日から5回目の誕生日まで



③ 申告に必要な
書類等

スマホ申告の
操作マニュアルはこちら！



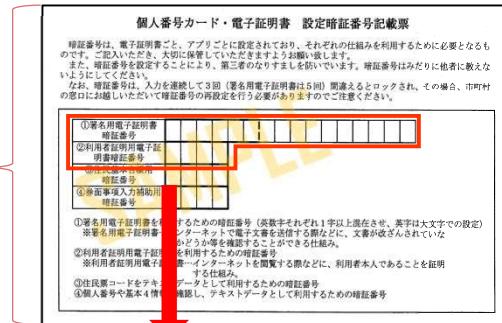
確定申告書の作成は
こちら！



④ マイナンバーカードの
パスワード2つ

重要

マイナンバーカードの
発行・更新した際に
パスワードが記載された
用紙を交付されて
いませんか？



パスワードを忘失した場合は
お住いの市区町村で再設定が
必要です！！
どちらかのパスワードを
お分かりであればコンビニで
再設定することができます

パスワードの初期化
の詳細はこちら



右の2つの
パスワードです！

| | |
|----------------------|-----------|
| ①署名用電子証明書 暗証番号 | [九連続の入力欄] |
| ②利用者証明用電子 証明書暗証番号 | [九連続の入力欄] |

マイナンバーカードでの申告には、こんなメリットがあります

○ 申告した情報をe-Taxからダウンロード可能

マイナンバーカードを用いた認証で、e-Taxソフト(WEB版)にログインすることで、メッセージボックスの確定申告書等を提出した際の受信通知から、申告書等のPDFファイルをダウンロードすることができます(手数料はかかりません。)。

○ 「添付書類のイメージデータ」を送信可能

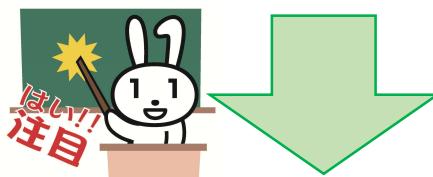
マイナンバーカードを用いた認証で、e-Taxソフト(WEB版)にログインすることで、メッセージボックスの確定申告書等を提出した際の「受信通知」から、添付書類(PDF)のイメージデータを追加で提出することができます。

○ 利用者識別番号(数字16桁)及びパスワードの管理が不要

翌年以降利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力するだけで申告が可能になります。
マイナンバーカード方式でログインした場合、利用者識別番号は「マイページ」の「基本情報」メニューから、
パスワードは「マイページ」の「その他の登録情報」メニューから確認できます。

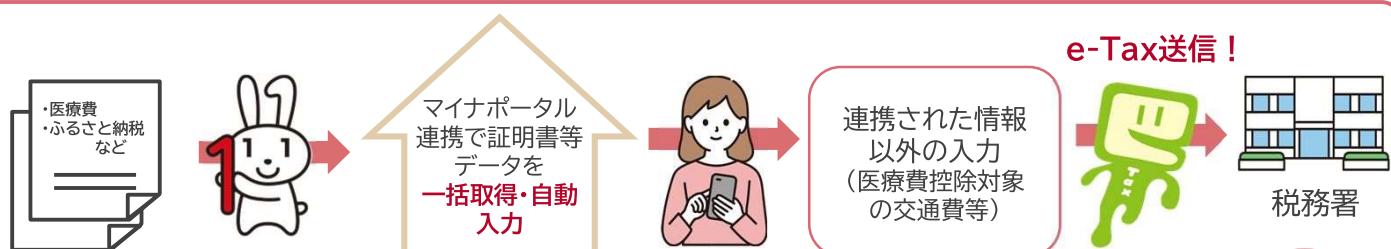
○ マイナポータル連携が利用可能

マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や、控除証明書等のデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力することができます。



マイナポータル連携の
メリットはこちら！！

マイナポータル連携の事前準備を実施いただくと、 申告相談がスムーズになります



マイナポータル連携のメリット

- ✓ 収入や控除のデータを一括取得し自動で入力
(給与・年金・医療費・ふるさと納税など)
- ✓ 確定申告書の作成時間が短縮・入力誤りなし
- ✓ 医療費の領収書等の管理・保管が不要
- ✓ マイナポータル連携により取得した控除証明書等データに係る書面の書類は不要

実際の画面で説明！

YouTube「国税庁動画チャンネル」
「マイナポータル連携(事前設定)」を確認！

動画へは
こちらから

